

## 納税信用ランク A 級納税者に対する 合同でのインセンティブ措置の実施協力に関する覚書

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年7月8日、国家発展改革委員会および29の関連部門は「『納税信用ランク A 級納税者に対する合同でのインセンティブ措置の実施協力に関する覚書(以下、本覚書)』を発行することについての通知」(発改財金[2016]1467号)を公布しました。本覚書は、納税信用ランクが A 級の納税者に対して、インセンティブ措置を与えることに各関連部門が合意したものです。

### 1. 政策の背景

国務院は2016年5月30日に「信用の遵守に対するインセンティブ制度および信用の消失に対する懲罰制度を改善し、社会信用を構築することに関する指導意見」(国発[2016]33号、以下「33号意見」)を公布し、制度を構築していく方針を発表しました。今回公布された覚書は33号意見の細則として位置づけられるものであり、納税義務を果たすことの社会的価値を示すとともに、プロジェクト審査や税込サービス、融資、税関の監督管理など18分野における41項目のインセンティブ措置が具体的に発表されています。

### 2. 本覚書の概要

本覚書は「納税信用ランク A 級の納税者」をインセンティブ措置の対象とすること、また、該当する企業が享受できる各部門によるインセンティブ措置および実施部門を明確化しています。

国家発展改革委員会は全国信用情報共有プラットフォームをもとに、インセンティブシステムを構築します。税務総局は当該システムを通じ、本覚書に署名した各部門および各組織に納税信用ランク A 級の納税者リストを提供するとともに、定期的に更新を行います。その他部門および組織は全国信用情報共有プラットフォームから A 級納税者のリストを入手し、本覚書に記載されているインセンティブ措置を実施します。

#### (1) 納税信用ランク

国家税務総局は、2014年7月4日に公布した「納税信用管理弁法(試行)<sup>1</sup>」(国家税務総局公告2014第40号、以下「40号公告」)において、納税者をA~D級に分類、年度指標が90点以上となる納税者をA級納税者とし、税務面で奨励措置を受けることができると発表しています。具体的な評価方法は図表1をご参照ください。

【図表1 納税信用評価基準】

評価基準	具体的な内容
年度評価 得点方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各種指標から減点方式で採点</li> <li>✓ 納税者が経常性指標と非経常性指標情報を完備している場合は100点から、非経常性指標が欠けている場合は90点から評価</li> </ul> <p>経常性指標情報：税務関連の申告情報、納税情報、発票(インボイス)と税金管理情報の情報、登記・帳簿情報等、評価年度内に経常的に発生した納税者の指標情報</p>

<sup>1</sup> 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター107期 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314091002.pdf> をご参照下さい

	非経営性指標情報：税務検査情報等、評価年度内に突発的に発生した納税者の指標情報
税務評価の照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 税務機関は毎年4月に前年度の納税信用評価結果を確定する</li> <li>✓ 納税者は税務機関に対して自身の評価の照会が可能</li> </ul>
【ご参考】 A級評価と ならない状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 実際の生産経営期間が3年に満たない場合</li> <li>✓ 前評価年度の納税信用評価結果がD級の場合</li> <li>✓ 正常でない原因で前評価年度の増値税或いは営業税が連続して3ヶ月或いは累計6ヶ月ゼロ、あるいはマイナスの申告の場合</li> <li>✓ 国家統一の会計制度規定に照らして帳簿を設置し、合法で有効なエビデンスによる計算に基づいて、税務機関へ正確な税務資料を提出することができない場合</li> </ul>

(2) インセンティブ措置

今回公布された覚書は、国家税務総局より公布された40号公告等、税務面の利便措置以外に、各部門が共同でA級納税者に対して多数のインセンティブ措置を導入することを規定しています。申請手続きの簡素化、優先ルートの設定、通関利便化などの措置が含まれます。加えて、納税評価が銀行与信の重要参考条件となる、納税のみならず外貨業務規定も遵守しているA級納税者が貿易投資利便化改革措置の試行企業に選定される等、金融面におけるインセンティブ措置も発表されています。全ての業種が対象となるインセンティブ措置については以下図表2をご参照下さい。

【図表 2: インセンティブ措置(全業種展開)】

項目	内容
プロジェクト行政審査 サービス・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 行政審査における優先ルートの設定</li> <li>✓ 「過誤を許容した受理」(※)の実施</li> </ul> <p>※一部の提出書類(法律によって規定された資料を除く)に不備がある場合、規定期限内までに提出することを認める書面承諾を得れば、先行して受理し、手続を進行させておくことが可能</p>
税込サービス・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一度に3ヶ月分の増値税発票(インボイス)受取、増値税発票使用量調整を即時処理</li> <li>✓ 3年連続A級の場合、特別優先窓口或いは専門受付者による対応を提供</li> <li>✓ 増値税一般納税者の増値税発票認証を廃止</li> <li>✓ 【今回新設】輸出管理が一類であるA級納税者に以下の利便措置を適用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 輸出税金還付(免税)の申告時、申告情報の完備を条件に即時処理</li> <li>(2) 輸出税金還付の優先処理</li> <li>(3) 優先ルート利用(予約サービス区)、重点連絡制度、専任者の定期連絡等</li> </ul> </li> </ul>
社会保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事前予約、優先処理、手続の簡素化など利便措置</li> </ul>
商務サービス・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 行政審査関連事項手続時の優先処理</li> </ul>
輸出・輸入の利便化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 税関企業信用等級が認証企業であるA級納税者に以下の利便措置を適用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 貨物検査率の低減</li> <li>(2) 書類審査の簡素化</li> <li>(3) 通関手続の優先処理</li> </ul> </li> </ul>

	(4)通関問題に関わる企業協調員サービスの優先享受 (5)AEO 認証国家(地域)の税関による利便措置の享受 ✓ 税関企業信用等級が一般企業である A 級納税者に対し、税関は優先的に信用制度、関連する勉強会を提供
出入国検査検疫	✓ 検査率の低減 ✓ CCC 認証貨物に関わる担保の解放及び廃棄・照合などの優先処理 ✓ リスト外の 3C 取扱及び 3C 認証を受ける際の優先処理
融資利便化	✓ 納税評価を銀行融資の与信判断における重要な参考事項とする ✓ 優良信用記録として金融信用情報データベースに登録

上述の措置は、ほとんどの企業に適用できるインセンティブ措置となっていますが、特定業務に対して適用される優遇政策も併せて公布されています(図表 3 参照)。

【図表 3 インセンティブ措置(特定業務)】

項目	内容
プロジェクト行政審査 サービス・管理	✓ 電力直接取引、優先発電、電力優先購入において、取引主体が A 級納税者の場合、同条件下であれば A 級納税者を優先 ✓ 企業の域外債券発行備案(登記)管理において、同条件下であれば優先処理。また、適時 A 級納税者を選定、年度の債券発行額を一度で決定し、期間を分けて審査・債券発行する試行を実施 ✓ 企業の債券発行において、納税信用ランクの情報を公表し、市場認知度を高めることでコストを下げることを奨励
産業	✓ 付加価値電信業務の申請に対し、優遇と利便性を供与
土地の使用・管理	✓ 土地入札の際、政府が A 級納税者を優先
環境保護分野	✓ 環境影響評価書類の審査等、環境保護事項に関わる審査の際、同条件下であれば、優先的に支持

### 3. 企業への影響

全国税務機関の統計データによれば、2015年にA級納税者として評価された企業は70万2千社であり、全体の7.9%を占めています。本覚書は納税義務を十分に果たしている企業に対し、初めて複数の部門が共同でインセンティブ措置を与えることを規定しており、その内容は多岐にわたります。今回、幅広い分野においてインセンティブ措置を与えたことは、政府が納税についての信用を極めて重視していることを示しています。税務面における増値税発票認証の廃止や輸出還付の優先処理などの優遇措置はA級納税者の日常業務負担を大きく軽減しますし、貿易取引についても通関利便化の優遇措置により、企業は通関時間短縮化による物流コスト削減が可能になります。また、今後優遇政策あるいは利便化措置を試行する場合、A級納税者を優先的に取扱うことなども規定しており、持続的な展開が期待されます。引き続き最新の情報をフォローの上、随時展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"><b>关于对纳税信用 A 级纳税人实施 联合激励措施的合作备忘录</b></p> <p>为贯彻党的十八大和十八届三中、四中、五中全会精神，落实《国务院关于印发社会信用体系建设规划纲要（2014-2020 年）的通知》（国发〔2014〕21 号）、《国务院关于建立完善守信联合激励和失信联合惩戒制度加快推进社会诚信建设的指导意见》（国发〔2016〕33 号）等文件关于“褒扬诚信、惩戒失信”的总体要求，由国家发展改革委和税务总局牵头，人民银行、中央文明办、教育部、工业和信息化部、民政部、财政部、人力资源社会保障部、国土资源部、环境保护部、住房城乡建设部、交通运输部、农业部、商务部、文化部、国资委、海关总署、工商总局、质检总局、食品药品监管总局、银监会、证监会、保监会、外汇局、全国总工会、共青团中央、全国工商联、铁路总公司等部门和单位就纳税信用 A 级纳税人实施联合激励措施达成如下一致意见：</p> <p>一、联合激励对象 联合激励对象为税务机关公告发布的纳税信用 A 级纳税人。</p> <p>二、信息共享与联合激励的实施方式 国家发展改革委基于全国信用信息共享平台建立守信联合激励系统。税务总局通过该系统向签署本备忘录的其他部门和单位提供纳税信用 A 级纳税人名单，并按照有关规定更新。其他部门和单位从守信联合激励系统中获取纳税信用 A 级纳税人名单，执行或协助执行本备忘录规定的激励措施，并按季度将执行情况通过该系统反馈给国家发展改革委和税务总局。</p>	<p style="text-align: center;"><b>納税信用ランクA級納税者に対する 合同でのインセンティブ措置の実施協力に関する覚書</b></p> <p>党の十八大および十八期三中、四中、五中全会の精神を貫徹して実行し、「国务院 社会信用体系の建設に関する企画綱要(2014-2020 年)を公布することに関する通知」(国発[2014]21 号)、「信用遵守への合同インセンティブ制度および信用喪失への合同懲罰制度を改善し、信用社会を構築することに関する指導意見」(国発[2016]33 号)等の通知における、「信用遵守を評価し、信用喪失を懲戒する」という总体要求を着実に実行するため、国家發展改革委員会、稅務總局をはじめとして、人民銀行、中央文明弁、教育部、工業情報化部、民政部、財政部、人力資源社会保障部、国土資源部、環境保護部、住居都市建設部、交通運輸部、農業部、商務部、文化部、国資委、稅関總署、工商總局、質檢總局、食品藥品監督管理總局、銀監会、証監会、保監会、外貨管理局、全国總労働組合、共青团中央、全国工商連、鐵道總公司などの部門および組織は、納税信用ランクA級納税者に対するインセンティブ措置について以下の通り合意した。</p> <p>一、合同インセンティブ措置の対象 合同インセンティブ措置の対象は稅務機關の公告にて発表される納税信用 A 級納税者とする。</p> <p>二、情報共有および合同インセンティブ措置の実施方法 国家發展改革委員會が全国信用情報共有プラットフォームをもとに信用遵守合同インセンティブシステムを構築する。稅務總局は当該システムを通じて覚書に署名したその他部門および組織に納税信用 A 級納税者リストを提供し、あわせて、関連規定に従って定期的に更新を行う。その他の部門および組織は信用遵守合同インセンティブシステムから納税信用 A 級納税者リストを取得し、本覚書により定められている優遇措置を実施、あるいはサポートする。あわせて、四半期ごとに実施情報を当該システムを通じ、国家發展改革委員會と稅務總局にフィードバックする。</p>

<p>三、激励措施及实施单位</p> <p>(一) 项目审批服务和管理</p> <p>1. 建立行政审批绿色通道, 根据实际情况实施“容错受理”等便利服务, 部分申报材料(法律法规要求提供的材料除外) 不齐备的, 如行政相对人书面承诺在规定的期限内提供, 可先行受理, 加快办理进度。</p> <p>2. 企业债发行过程中, 鼓励发行人披露纳税信用等级信息, 增强发行人的市场认可度, 降低企业融资成本。</p> <p>3. 在粮食、棉花等进出口配额分配中, 可以将申请人信用状况与获得配额难易程度或配额数量挂钩, 对于 A 级纳税人给予一定激励措施。</p> <p>4. 在电力直接交易和落实优先发电权、优先购电权中, 对于交易主体为 A 级纳税人的, 同等条件下优先考虑。</p> <p>5. 在企业境外发债备案管理中, 同等条件下加快办理进度, 适时选择 A 级纳税人开展年度发债额度一次核定、分期分批发行试点。</p> <p>6. 在政府投资项目招标中, 招标人确需投标人提交纳税证明的, 可以简化纳税证明等相关手续。</p> <p>7. 在战略性新兴产业融资担保风险补偿金试点工作中, 对于纳入风险补偿支持范围的企业, 同等条件下予以优先考虑。</p> <p>8. 重大项目稽查中, 对于中央预算内投资项目专项稽查过程中, 可适当减少抽查比例。</p> <p>9. 在价格执法检查中, 适当减少抽查频次。 落实部门: 国家发展改革委</p> <p>(二) 税收服务和管理</p> <p>10. 主动向社会公告年度 A 级纳税人名单。</p> <p>11. 一般纳税人可单次领取 3 个月的增值税发票用量, 需要调整增值税发票用量时即时办理。</p> <p>12. 普通发票按需领用。</p>	<p>三、インセンティブ措置および実施組織</p> <p>(一) プロジェクト審査サービスと管理</p> <p>1. 行政審査批准の優先ルートを確立し、実際の状況に基づいて、「過誤を許容した受理」等の利便化サービスを実施する。一部の提出書類(法律規制によって要求された資料を除く)に不備がある場合、行政対応者により規定期限内において提出する書面承諾があれば、先行して受理し、手続進行のスピードを向上させることができる。</p> <p>2. 企業債を発行する過程において、発行人が納税信用等级を公表することを奨励し、発行人の市場認知度を高め、企業の融資コストを下げる。</p> <p>3. 食糧や綿花などの輸出入配分額を分配する際、申請人の信用状況と配分額の獲得難易度または分配量をリンクさせ、A 級納税者に一定の優遇措置を与えることができる。</p> <p>4. 電力直接取引、発電優先、電力優先購入において、取引主体が A 級納税者の場合、同等の条件下で A 級納税者を優先的に考慮する。</p> <p>5. 企業の域外における債券発行の備案(登記)管理において、同等の条件下で手続進行を加速させる。適時 A 級納税者を選抜し、年度の債券発行額を一度で決定し、期間を分けて審査・債券発行することを試行する。</p> <p>6. 政府による投資プロジェクトの入札において、申請者の納税証明を求められる場合、納税証明などの関連手続を簡素化することができる。</p> <p>7. 戦略性新興産業融資担保リスク補償金の試行業務において、リスク補償支持範囲内の A 級納税者企業を同等の条件下で優先的に考慮する。</p> <p>8. 重大プロジェクト検査において、中央予算内の投資プロジェクトの特定項目の検査過程にあるものについては、抜き取り検査比率を適宜減少させる。</p> <p>9. 価格法令執行検査において、抜き取り検査の頻度を適宜減少させる。実施部門: 国家發展改革委員会</p> <p>(二) 税収サービスと管理</p> <p>10. 積極的に社会に対し、A 級納税者リストを公告する。</p> <p>11. 一般納税者は一度に 3 ヶ月分の増値税発票(インボイス)を受け取ることができ、増値税発票使用量の調整が必要な際は即時手続ができる。</p> <p>12. 普通発票は需要に基づいて発行される。</p>
--	--

<p>13.连续3年被评为A级信用级别(简称3连A)的纳税人,由税务机关提供绿色通道或专门人员帮助办理涉税事项。</p> <p>14.纳税信用A级出口企业可评为出口企业管理一类企业。评为出口管理一类企业的A级纳税人,享受以下便利措施:</p> <p>(1) 国税机关受理出口退(免)税正式申报后,经核对申报信息齐全无误的,即可办理出口退(免)税。</p> <p>(2) 可优先安排该类企业办理出口退税。</p> <p>(3) 国税机关可向该类企业提供绿色办税通道(特约服务区),并建立重点联系制度,指定专人负责并定期联系企业。</p> <p>15.增值税一般纳税人取消增值税发票认证。 落实部门:税务总局</p> <p>(三) 财政资金使用</p> <p>16. 在实施财政性资金项目安排时,将企业纳税信用状况作为参考条件,同等条件下优先考虑A级纳税人。 落实部门:财政部</p> <p>(四) 产业领域</p> <p>17.申请增值电信业务给予便利和优惠。 落实部门:工业和信息化部</p> <p>(五) 社会保障领域</p> <p>18.办理社保等业务时给予提前预约、优先办理、简化流程等必要便利。 落实部门:人力资源社会保障部</p> <p>(六) 土地使用和管理</p> <p>19.在政府招标供应土地时,同等条件下优先考虑。 落实部门:国土资源部</p> <p>(七) 环境保护领域</p> <p>20.办理环境影响评价文件审批等环境保护许可事项,在同等条件下予以优先支持。</p>	<p>13. 連続して3年間A級信用ランク(略称3連A)として評価された納税者には、税務機関より特別優先窓口或いは専門受付者による手続サービスを提供する。</p> <p>14.納税信用A級の輸出企業は輸出管理一類企業として評価される。輸出管理一類企業として評価されたA級納税者は以下の利便措置を享受できる。</p> <p>(1) 国税機関が輸出税金還付(免税)の正式申告を受理した後、申告情報が完備し、誤りがないと照合された場合、輸出税金還付(免税)処理が可能</p> <p>(2) 当該企業の輸出税金還付手続の優先手配が可能</p> <p>(3) 国税機関は当該企業に対し、優先ルート(特別予約サービスエリア)の提供、重点連絡制度の確立、指定専門受付者による定期連絡を行うことが可能</p> <p>15.増値税一般納税者の増値税発票認証を廃止する 実施部門:税務総局</p> <p>(三) 財政資金使用</p> <p>16. 財政性資金プロジェクトを手配する際、企業納税信用状況を参考条件とし、同等の条件下でA級納税者を優先的に考慮する。 実施部門:財政部</p> <p>(四) 産業分野</p> <p>17.付加価値電信業務の申請に、利便化措置と優遇を供与する。 実施部門:工業情報化部</p> <p>(五) 社会保障分野</p> <p>18.社会保険等の業務を行う際、事前予約、優先処理、手続簡素化など必要な利便化措置を提供する。 実施部門:人材資源社会保障部</p> <p>(六) 土地使用と管理</p> <p>19.政府が土地供給の入札を行う際に、同等の条件下で優先的に考慮する。 実施部門:国土資源部</p> <p>(七) 環境保護分野</p> <p>20.環境影響評価書類審査等の環境保護許可事項の手続において、同等の条件下で優先的に支援する。</p>
--	---

<p>落实部门：环境保护部</p> <p>(八) 商务服务和管理 21. 办理商务领域相关行政审批事项时，给予优先处理的便利政策，缩减办证的时间。 落实部门：商务部</p> <p>(九) 进出口便利化 22. 以下便利化措施，适用于海关企业信用等级为认证企业的 A 级纳税人： (1) 适用较低进出口货物查验率。 (2) 简化进出口货物单证审核。 (3) 优先办理进出口货物通关手续。 (4) 海关优先为企业设立协调员，解决企业进出口通关问题。 (5) 享受 AEO 互认国家或地区海关提供的通关便利措施。 23. 对于海关企业信用等级为一般信用企业的 A 级纳税人，海关优先对其开展信用培育或提供相关培训。 落实部门：海关总署</p> <p>(十) 运输便利化 24. 优先办理车辆通关手续。 25. 优先核发国际汽车运输行车许可证。 落实部门：交通运输部</p> <p>(十一) 工商行政管理 26. 将纳税信用 A 级纳税人在企业信用信息公示系统上进行公告。 落实部门：工商总局</p> <p>(十二) 出入境检验检疫 27. 适用较低的检验检疫口岸查验率。 28. 优先安排免办 CCC 认证货物担保放行以及后续销毁核销等。 29. 办理目录外 3C 和 3C 证书时，予以优先处理。 落实部门：质检总局</p>	<p>実施部門：環境保護部</p> <p>(八) 商務サービスと管理 21. 商務分野の関連行政審査事項の処理を行う際、優先処理の利便化政策を提供し、処理時間を短縮化する。 実施部門：商務部</p> <p>(九) 輸出入利便化 22. 税関企業信用等級が認証企業である A 級納税者に対し、以下の利便化措置を実施する (1) 貨物検査率低減の適用 (2) 輸出入貨物書類審査の簡素化 (3) 輸出入貨物通関手続の優先処理 (4) 税関は企業のために優先的に調整員を配置し、企業の輸出入通関問題を解決 (5) AEO 認証国家あるいは地域の税関が提供する通関利便化措置の享受 23. 税関企業信用等級が一般企業である A 級納税者に対し、税関は優先して信用制度、あるいは関連する内容についての勉強会を開催する。 実施部門：税関総署</p> <p>(十) 運輸利便化 24. 車両通関手続を優先して取扱う。 25. 国際自動車運転免許証を優先して審査・発給する。 実施部門：交通運輸部</p> <p>(十一) 工商行政管理 26. 企業信用情報公示システム上に納税信用 A 級納税者を公告する。 実施部門：工商総局</p> <p>(十二) 出入国検査検疫 27. 検疫検査率の低減を適用する。 28. CCC 認証貨物に関わる担保の解放及び廃棄・相殺などの免除を優先して手配する。 29. リスト外の 3C 及び 3C 証明手続時に、優先して処理を行う。 実施部門：質検総局</p>
--	---

<p>(十三) 食品药品监管 30.建立绿色通道，在办理食品药品生产经营审批事项时根据实际情况提供便利服务。 落实部门：食品药品监管总局</p>	<p>(十三) 食品薬品監督管理 30.優先ルートを確認し、食品薬品生産経営審査事項の申請手続において、実際の状況に基づいて利便化サービスを提供する。 実施部門：食品薬品監督管理総局</p>
<p>(十四) 融资便利化 31.作为银行授信融资的重要参考条件。 32.作为优良信用记录记入金融信用信息基础数据库。 落实部门：人民银行、银监会</p>	<p>(十四) 融資利便化 31.銀行の融資提供における重要な参考条件とする。 32.優良信用記録として金融信用情報データベースに登録する。 実施部門：人民銀行、銀监会</p>
<p>(十五) 证券、保险业监管 33.审批证券、基金管理公司、期货公司及保险公司设立、变更、从事相关业务等行当时，将企业信用信息作为重要参考。 34.在保险中介机构的设立等方面提供便利化措施。 落实部门：证监会、保监会</p>	<p>(十五) 証券、保険業監督管理 33.証券、ファンド管理会社、先物会社、保険会社の設立、変更、関連業務への従事等の審査を行う際、企業信用情報を重要参考情報とする。 34.保険仲介機構の設立等において、利便化措置を提供する。 実施部門：証监会、保监会</p>
<p>(十六) 外汇管理 35.在外汇管理改革过程中，优先选择外汇业务合规性好的 A 级纳税人作为贸易投资便利化改革措施的先行先试对象。 落实部门：外汇局</p>	<p>(十六) 外貨管理 35.外貨管理改革の過程において、外貨業務のコンプライアンスが良好な A 級納税者を貿易投資便利化改革措置の先行試行企業として優先して選抜する。 実施部門：外貨管理局</p>
<p>(十七) 全国文明城市、文明单位、五一劳动奖章、先进社会组织等评选 36.将纳税信用 A 级纳税人情况纳入全国文明城市测评标准，作为评选全国文明城市的参考条件。 37.在评选五一劳动奖章时同等条件下予以优先考虑。 38.在评选全国性先进社会组织时予以优先考虑。 落实部门：中央文明办、全国总工会、民政部</p>	<p>(十七) 全国文明都市(民度や文化レベルが高い都市)、文明組織(国の方針に従い、業種をリードする内部統制の取れた組織)、五一労働褒章(職場や社会に対する貢献度が高い人物に対する褒章)、先進社会組織などの選定 36.納税信用 A 級納税者の状況を全国文明城市評価基準に組み入れ、全国文明城市選出の参考条件とする。 37.五一労働褒章を選出する際に、優先的に考慮する。 38.全国先進社会組織を選出する際に、優先的に考慮する。 実施部門：中央文明弁、全国総労働組合、民政部</p>



<p>(十八) 其他</p> <p>39. 出台适宜在部分企业进行试点的优惠政策、便利服务措施时, 考虑优先选择纳税信用 A 级企业试点。 落实部门: 各有关部门</p> <p>40. 作为各部门在本行业、本领域内向企业、个人和其他组织颁发荣誉证书、嘉奖和表彰等荣誉性称号的重要参考, 优先给予奖励和表彰。 落实部门: 各有关部门</p> <p>41. 向“信用中国”网站和社会化征信机构适时推送相关信息。 落实部门: 各有关部门</p> <p>四、联合激励的动态管理</p> <p>按照《纳税信用管理办法(试行)》(国家税务总局公告 2014 年第 40 号) 的规定, 税务机关每年 4 月份确定上一年度纳税信用评价结果, 并根据补评、复评情况对纳税人的纳税信用级别实施动态调整。</p> <p>全国信用信息共享平台将 A 级纳税人名单与其他领域失信名单进行交叉比对, 将未纳入其他领域失信名单的 A 级纳税人确定为联合激励对象, 结合该企业在本领域的信用状况实施激励。各单位在日常监管中, 发现 A 级纳税人存在违法失信行为, 应及时通过全国信用信息共享平台, 反馈国家发展改革委和税务总局, 一经核实, 立即取消其参与守信联合激励资格并及时通报各单位, 停止适用的守信联合激励措施。</p> <p>五、其他事宜</p> <p>各部门应密切协作, 积极落实本备忘录, 制定实施细则和操作流程, 2016 年 7 月底前实现 A 级纳税人信息共享和联合激励。本备忘录实施过程中的具体操作问题, 由相关部门协商明确。</p>	<p>(十八) その他</p> <p>39. 今後、一部企業への優遇政策、サービス利便化の試行措置をとる場合、A 級納税者を優先して選出するよう考慮する。</p> <p>実施部門: 各関連部門</p> <p>40. 各部門が本業種もしくは本分野における企業、個人、その他組織に荣誉证书、褒賞および表彰等、荣誉性の称号を授与する場合の重要参考条件とし、優先的に奨励、表彰する。</p> <p>実施部門: 各関連部門</p> <p>41. 「信用中国」サイトおよび社会化信用調査機構に対し、適時関連情報を報告送付する。</p> <p>実施部門: 各関連部門</p> <p>四、合同インセンティブ措置の動態管理</p> <p>「納税信用管理弁法(試行)」(国家稅務總局公告 2014 年第 40 号) の規定に基づいて、稅務機關は毎年 4 月に前年度の納税信用評価結果を確定する。あわせて補充評価や再評価の状況に基づいて納税者の信用等級を調整する。</p> <p>全国信用情報共有プラットフォーム A 級納税者リストとその他分野における信用喪失リストを比較照合し、その他分野における信用喪失リストに入っていない A 級納税者を合同インセンティブ措置の対象とし、当該企業の本分野における信用状況と結合した上で、インセンティブ措置を実施する。</p> <p>各組織は日常の監督管理において A 級納税者に違法・信用喪失行為が存在することを発見した場合、全国信用情報共有プラットフォームを通じて、国家發展改革委員會と稅務總局にフィードバックしなければならない。事実であると審査された場合、信用遵守合同インセンティブに参加する資格を即時取り消し、各組織に報告するとともに、インセンティブ措置の適用を停止する。</p> <p>五、その他事項</p> <p>各部門は密接に協力し、本覚書を積極的に実施すべく、実施細則と操作手順を制定し、2016 年 7 月末までに A 級納税者情報の共有および合同インセンティブ措置を実施しなければならない。本覚書の実施プロセスにおける具体的な操作に関する問題は、関連部門が協力の上、明確化する。</p>
---	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室